

消防国第15号
平成16年12月3日

各都道府県国民保護主管部長 殿

消防庁国民保護室長

都道府県の国民保護計画作成に当たっての協議等について

都道府県の国民の保護に関する計画（以下「国民保護計画」という。）作成上の留意事項、スケジュール等については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行について」（平成16年9月17日消防国第1号消防庁長官通知）等により通知したところですが、都道府県の国民保護計画作成上必要とされる国との協議等に係る留意事項について、下記のとおり通知します。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても、周知されるようお願いします。

記

1. 都道府県の国民保護計画の作成に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならないこととされているが、総務省における地方公共団体との協議窓口は消防庁国民保護室とし、内閣総理大臣協議に当たっての関係各省庁との調整は、総務省消防庁を窓口として行うことを予定していること。

2. 都道府県の国民保護計画は、政府の定める国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき作成されるものであることから、都道府県の国民保護計画の内閣総理大臣協議については、基本指針の公示以後に受理することを予定していること。

また、同様の観点から、内閣総理大臣協議の前提となる都道府県の国民保護協議会への諮問とこれに基づく審議及び意見については、基本指針の公示以後に行うことが必要であること。

なお、このことは、都道府県国民保護協議会が基本指針の公示に先立って、都道府県の国民保護計画の素案や計画一般について幅広い意見交換や審議を行うことを妨げるものではないこと。

以上